

療養費の給付金の支給決定の時期が変わります。

療養費の給付金の支給決定の時期が変わります。

療養費申請全般に係る給付金の支給決定について、医療費適正化のため、審査に従来より時間をいただきます。

健康保険料の適正な運用のため、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成30年（2018年）4月1日以降の当健康保険組合受付（到着）分より次の通りとなります。

【療養費支給申請（治療用装具以外の療養費も含む）の支給決定について】

原則、診療（装具作製指示）を受けた月から3ヶ月後以降の支給決定となります。

※ なお、申請書は事由発生以降できるだけ速やかにご提出ください。
事由発生日の翌日から3か月以上経過して当健康保険組合に提出の際は、遅延理由書を添付してください。